

いわゆる「混合診療」について

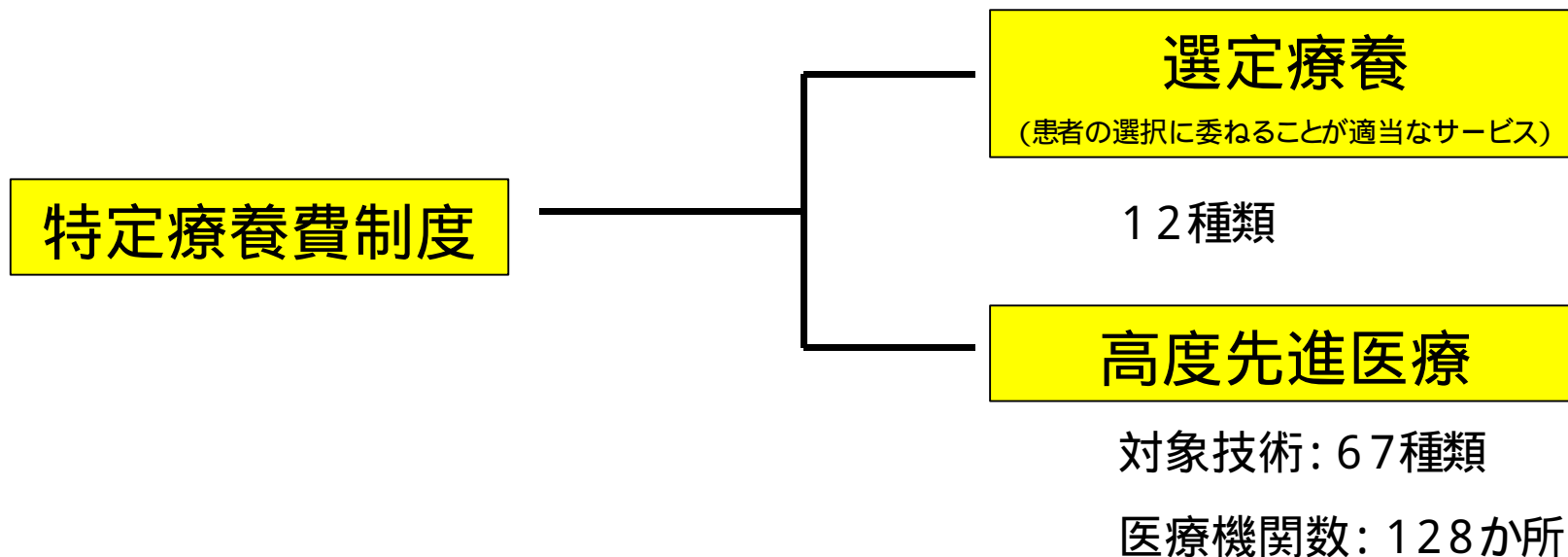
平成15年3月17日

厚生労働省保険局

基本的な考え方

我が国の医療保険制度においては、国民皆保険の下、国民が負担能力に関係なく適切な医療を受けられるよう「社会保障として必要十分な医療」は公的医療保険診療として確保することを原則としている。

他方、患者ニーズの多様化や医療技術の進歩に対応するため、適切なルールの下に保険診療と保険外診療の併用が可能となるよう、昭和59年に特定療養費制度を設けた。



特定療養費制度の対象範囲

昭和59年 特定療養費制度の創設

- ・高度先進医療
- ・特別の療養環境
- ・前歯部の鑄造歯冠修復等に使用する金合金等

平成4年

- ・予約診療
- ・時間外診療

平成6年

- ・金属床総義歯

平成8年

- ・200床以上の病院の初診(他の医療機関からの紹介の場合等を除く。)
- ・医薬品の治験

平成14年

- ・医療用具の治験
- ・200床以上の病院の再診(他の医療機関を紹介した場合等)
- ・薬事法承認後、保険収載前の医薬品の使用
- ・180日以上入院(一定の患者を除く。)

選定療養の例

(保険給付)

(保険給付外)

特別の療養環境の提供
(差額ベッド)

入院基本料

差額ベッド代
(個室・2人部屋等)

個室: 6,400円
2人部屋: 2,896円
3人部屋: 2,684円
4人部屋: 2,292円

予約診療
時間外診療

初・再診料

特別料金

予約: 100 ~ 13,000円
時間外: 300 ~ 6,100円

200床以上の病院に
おける初診 / 再診

初・再診料

特別料金

初診: 100 ~ 6,300円
再診: 200 ~ 5,000円

医薬品等の治験

入院基本料、手術、処置等

検査、画像診断
投薬、注射

治験に係る検査等
の費用はメーカー
の負担

高度先進医療の例

(保険給付)

(保険給付外)

心臓移植手術

入院基本料、検査料、薬剤料(免疫抑制剤を含む)等

手術に係る技術料、人工心肺用材料・心筋保護用材料等の手術に要する材料の費用等

生体部分肺移植手術

入院基本料、検査料、薬剤料(免疫抑制剤を含む)等

手術に係る技術料、人工心肺用材料等の手術に要する材料の費用等

なお、移植については、生体部分肝移植、腎移植、角膜移植、骨移植、骨髄移植、皮膚移植について保険適用。

(保険給付)

(保険給付外)

腹腔鏡下前立腺摘除術
(腹腔鏡を用い、侵襲を少なく
前立腺を摘出する技術)

入院基本料、検査料、薬剤料等

手術に係る技術料、腹腔鏡、超音
波凝固切開装置等の使用料等

悪性腫瘍に対する
粒子線治療
(放射線の一種である粒子線を
病巣に照射することにより悪性
腫瘍を治療する技術)

入院基本料、検査料、薬剤料等

放射線治療に係る技術料、粒子線
発生器の使用料等

経皮的レーザー
椎間板ヘルニア減圧術
(MRを用いて正確な部位診断
をし、レーザーを使用して低侵
襲にヘルニアの治療を行う技
術)

入院基本料、検査料、薬剤料等

手術に係る技術料、レーザーファイ
バーの使用料等

高度先進医療の対象技術

高度先進医療の対象技術は、中央社会保険医療協議会及び高度先進医療専門家会議の意見を聴き、その有効性、安全性、普及性、社会的妥当性等を検討の上、個別に決定。

移植

- ・脳死肝臓移植術
- ・心臓移植術
- ・生体部分肺移植術

鏡視下手術

- ・内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下前立腺摘除術 等

経皮的治療技術

- ・レーザー血管形成術
- ・肝癌に対する高周波焼灼療法
- ・エキシマレーザーによる治療的角膜切除術 等

CT, MRを用いる技術

- ・経皮的椎間板減圧術
- ・肺腫瘍のCTガイド下気管支鏡検査 等

放射線治療

- ・体幹部病巣に対する直線加速器による定位放射線治療
- ・悪性腫瘍に対する粒子線治療 等

その他の治療

- ・人工中耳
- ・活性化自己リンパ球移入療法
- ・潰瘍性大腸炎に対する遠心分離法による白血球除去治療 等

抗癌剤の選択に係る技術

- ・抗癌剤感受性試験 等

DNA、遺伝子診断

- ・進行性筋ジストロフィーのDNA診断
- ・先天性血液凝固異常症の遺伝子診断
- ・不整脈疾患における遺伝子診断
- ・成長障害のDNA診断 等

その他の診断技術

- ・培養細胞による先天性代謝異常診断
- ・血小板膜糖蛋白異常症の病型及び病因診断
- ・家族性神経難病の機器診断 等

歯科口腔外科的技術

- ・インプラント義歯 等

歯科補綴的治療

- ・接着ブリッジによる欠損補綴並びに動揺歯固定 等

歯科保存的治療

- ・歯周組織再生誘導法
- ・光学印象採得による陶材歯冠修復法 等

今後の対応の考え方

1. 今後とも国民が負担能力に関係なく適切な医療が受けられるよう 社会保障として必要十分な医療は公的医療保険診療として確保していくとともに、患者ニーズの多様化や医療技術の進歩については、特定療養費制度により、適切なルールの下に保険診療と保険外診療の併用を図っていく。

2. 特定療養費制度については、具体的な要望等を踏まえ、対象範囲について個別に検討していくとともに、以下のような改善を図ることとしている。

3. 具体的には

- (1) 高度先進医療については、審査の迅速化を図るとともに、特定承認保険医療機関の承認要件(病床要件等)の見直しを行う
- (2) 従来、薬事法の未承認薬については、メーカーの依頼による治験のみを特定療養費制度の対象としていたが、先般の薬事法の改正により「医師主導の治験」が設けられたことを踏まえ、これを特定療養費制度の対象とし、適切なルールの下に保険診療と保険外診療の併用ができるようにする。

医師主導の治験について

